

住居確保給付金（転居費用補助）の申請について

○ 転居に係る入居初期費用（敷金除く）や家財運搬費用等を支給します。

受給要件（①～⑤のいずれにも当てはまる方）

①	申請者と同一世帯の方が亡くなった、または申請者もしくは同一世帯の方の離職・休業等により、世帯全体の収入が減少した	<input type="checkbox"/>
②	①の事情が生じてから2年以内である	<input type="checkbox"/>
③	申請者が労働等で収入を得て、世帯の生計を主に維持している	<input type="checkbox"/>
④	同一世帯に属する方の収入の合計額および手持ち金・預貯金等の合計額が、下記の表に記載の金額以下である	<input type="checkbox"/>
⑤	困窮者自立支援制度に基づく家計相談の結果、家計状況改善のためには転居が必要と判断されたが、転居費用負担ができない	<input type="checkbox"/>

世帯員数	住居維持費上限	収入月額基準※	手持ち金・預貯金基準	支給上限額
1人	32,000円	121,000円	534,000円	96,000円
2人	38,000円	169,000円	786,000円	114,000円
3人	42,000円	199,000円	942,000円	126,000円
4人	42,000円	236,000円	1,000,000円	126,000円
5人	42,000円	274,000円	1,000,000円	126,000円

※ 家賃等の住居維持必要額上限での金額です。上限未満の場合は基準額は減額となります。

申請時に必要な書類

①	本人確認書類の写し（免許証、個人番号カード、保険証など）	<input type="checkbox"/>
②	2年以内に世帯収入が減少したことが確認できる書類の写し	<input type="checkbox"/>
③	②の直前、申請者と同一世帯の方が亡くなった、または申請者もしくは同一世帯の方の離職等が確認できる書類の写し	<input type="checkbox"/>
③	世帯員全員の収入が確認できる書類（給与明細、各種手当や年金の振込通知書など）の写し	<input type="checkbox"/>
④	世帯員全員の預貯金額（外貨・債権・株式・投資信託・NISA・暗号資産も含む）が確認できる書類（通帳、Webページの印刷物など）の写し	<input type="checkbox"/>
⑤	要転居証明書（困窮者自立相談支援機関等が発行したもの）	<input type="checkbox"/>

※持家に居住している場合、その維持に要する費用を確認する書類が必要となります。

詳しくは、

お問い合わせください。

秋田市福祉総務課生活支援担当 TEL：888-5659